

指 名 停 止 措 置 の 概 要

- 1 指名停止措置業者名：株式会社トーニチコンサルタント
(法人番号4011001015552)
業者の住所：東京都渋谷区本町1-13-3
- 2 指名停止措置期間：令和8年3月31日から
令和8年5月30日まで(2か月)
- 3 指名停止措置の範囲：富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県
- 4 事実概要： 上記有資格業者は、令和7年12月19日、地方公共団体等が発注する線路の跨線橋点検業務に関して、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、公正取引委員会より排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。
- 5 指名停止措置理由： 上記事実は「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第5号(独占禁止法違反行為)に該当するため、指名停止措置を行うものである。

指名停止措置要領付表第2第5号「抜粋」

措 置 要 件	期 間
(独占禁止法違反行為) 5 対象区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事請負契約等の相手方として不適当であると認められるとき(次号及び第12号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から 2月以上9月以内